

## 下水道へ接続する際に利用できる各市町村の支援制度の概要

※詳細は各市町村の下水道担当課までお願いいたします。

### 1. 汲取り→下水道

平成28年12月31日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考
水戸市	S49	480,000		-	-	-	-	-	-
日立市	S48	500,000		S48	14,200		-	-	-
				S53	166,000	特別補助金(低所得者等向け)			
土浦市	S53	200,000	供用開始から3年以内 一般住宅の場合、60万円以下 賃貸住宅の場合、200万円以下	H20	40,000	供用開始から3年以内	-	-	-
古河市	-	-	-	H17	100,000	供用開始から3年以内 貸家・店舗等は1件1万円で限度額10万円 自己用住宅は3万円	-	-	-
石岡市	-	-	-	H20	40,000	①供用開始後3年以内 下水道供用開始から3年以内に汲み取り便所から下水道へ切り替える工事について、1件につき上限40,000円を補助。	-	-	-
				H28	100,000	②長距離工事 汲み取り便所から下水道へ切り替える工事で、最下流合流汚水樹から公共汚水樹までの区間で10mを超える部分に対して、1mにつき5,000円、上限100,000円を補助(ただし、1m未満の延長は切り捨て)。			
				※①と②を併用する場合は上限100,000円を補助。					
結城市	-	-	-	H23	50,000	一般住宅 供用開始から1年以内5万円 2年以内3万円 3年以内2万円 賃貸住宅 供用開始から1年以内1戸当り2万円(20万円限度) 2年以内1戸当り1万円(10万円限度) 3年以内1戸当り1万円(5万円限度) 工場・店舗 供用開始から1年以内5万円 2年以内3万円 3年以内1万円 ※新築及び改築は除く	S53	300,000	無利子貸付 賃貸住宅の場合、3棟90万円が上限
龍ヶ崎市	S55	600,000	供用開始から3年以内 全額利子補給 供用開始から3年を超えたもの半額利子補給	S55	100,000	供用開始から3年以内に限定 貸家等 1棟につき20,000円で5棟を上限	-	-	-
下妻市	H11	500,000	自己用住宅の場合 500,000円 非自己用住宅の場合 1棟又は1住戸 150,000円 上限 750,000円	H25	50,000	水洗便所改造資金補助金 ・供用開始から3年以内 住居 50,000円 貸家、アパート 10,000円 ・供用開始から3年経過 住居 20,000円 貸家、アパート 4,000円 ※なお、貸家5棟、アパートは5住戸を上限	-	-	-
				H25	100,000	排水設備整備補助金 浄化槽及び汲み取り便所から下水道へ切り替え工事の際、最下流合流汚水樹から公共汚水樹までの区間で20mを超える部分に対して、1mにつき5,000円、上限100,000円を支給。(ただし、1m未満の延長は切り捨て)			
常総市	H14	1,000,000	供用開始後3年以内の改造工事が対象。1世帯100万円が上限、賃貸住宅は1件30万円とし6件が上限。	H17	13,000	供用開始後3年以内の改造工事が対象。1世帯13千円が上限、賃貸住宅は1世帯7千円とし5世帯が上限。	-	-	-

1. 汲取り→下水道

平成28年12月31日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考
常陸太田市	H02	500,000	(融資あっせん) 汚水処理開始後3年以内に工事 1件500,000円を上限 (利子補給) ・汚水処理開始日から1年以内: 全額利子補給 ・汚水処理開始日から2年以内: 利子の1/2 ・汚水処理開始日から3年以内: 利子の1/3 (延滞利子は除く)	-	-	-	-	-	-
北茨城市	H17	500,000	2件目以上の工事については上限額25万円	-	-	-	-	-	-
笠間市	H04	600,000	下水の処理を開始すべき日から3年以内(法人は除く) 1件につき60万円を限度 2件以上又は集合住宅は、総額120万円を限度 融資資金の利子は、市が補給 遅延利子は除く	H20	40,000	汚水の処理を開始すべき日から3年以内(官公署、法人その他の事業所等及び、新築は除く) 一般の専用住宅に係る設置工事は、1件につき4万円 貸家、アパート等に係る設置工事は、1件につき2万円とし、5件を限度(10万円)	-	-	-
牛久市	S57	300,000	融資斡旋額・利子の半額を補助	-	-	-	-	-	-
つくば市	H01	500,000	賃貸住宅については1世帯20万円を上限に5世帯まで	H20	40,000	供用開始3年以内:4万円(工事費用の1/2)	-	-	-
ひたちなか市	接続支援制度なし								
鹿嶋市	S60	300,000	供用開始3年以内	S60	50,000	供用開始3年以内	-	-	-
				H23	400,000	公共下水道低地汚水ポンプ施設工事補助金			
潮来市	S57	-	上限額は見積書に基づき市長が査定した額の90%以内	H28	70,000	供用開始後3年以内	-	-	-
				H28	20,000	供用開始後3年を超え10年以内			
守谷市	-	-	-	H12	上限なし	建築物を所有する生活扶助世帯 供用開始3年以内 助成金額は工事に要した費用(市補助金等審議会での承認額を上限とする。)	-	-	-
常陸大宮市	接続支援制度なし								
那珂市	接続支援制度なし								
筑西市	H17	600,000	供用開始1年以内、賃貸住宅の上限額は120万円	H17	30,000	供用開始1年以内 ※流域内は5万円	-	-	-
坂東市	H04	750,000	賃貸住宅については1件につき35万円を上限	-	-	-	-	-	-
稲敷市	H17	500,000	融資あっせん最低額は10万円とし、5万円単位で増額。	H28	70,000	対象金額を50万円と限度し、 供用開始後、 1年以内14%(上限7万円) 2年以内 10%(上限5万円) 3年以内 7%(上限3万5千円)	-	-	-
かすみがうら市	H17	1,000,000	現行上限額は一般住宅:100万円、賃貸住宅:150万円	H20	50,000	供用開始後1年以内:5万円 2年以内:4万円 3年以内:2万円	-	-	-
桜川市	-	-	-	H20	40,000	供用開始3年以内:4万円(工事費用の1/2)	-	-	-
神栖市	S52	300,000	供用開始3年以内	S52	50,000	供用開始3年以内	-	-	-
行方市	-	-	-	H17	40,000	供用開始3年以内	-	-	-

1. 汲取り→下水道

平成28年12月31日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考
銚田市	-	-	-	H24	32,000	供用開始3年以内	-	-	-
つくばみらい市	H05	500,000	賃貸住宅については1件15万円を上限に5件まで	-	-	-	-	-	-
小美玉市	H18	600,000	供用開始から3年以内 上限額は一般住宅(2件以上の 場合)120万円, 集合住宅200万 円	H15	40,000	供用開始1年以内:4万円 1年を 超え3年以内:2万円	-	-	-
茨城町	H16	500,000	1住宅地における2件以上の工 事(アパート等の工事を含む。) については, 限度額100万円。	H20	40,000	貸家・共同住宅は, 1件4万円で 2件が上限。	-	-	-
大洗町	-	-	-	H08	60,000	1年以内:6万円, 2年以内:4万 円, 3年以内:2万円 (H26.4.1改 定)	-	-	-
				H10	300,000	宅内汚水ポンプ施設工事補助 金(工事費用の1/2)			
城里町	-	-	-	H16	上限なし	生活保護	-	-	-
東海村	H01	400,000		H01	30,000		-	-	-
美浦村	-	-	-	H18	70,000	供用開始3年以内は7万円	-	-	-
阿見町	S59	500,000	賃貸住宅については1件5万円を 上限に5件まで	H20	40,000	供用開始3年以内	-	-	-
河内町	H04	500,000		H19	50,000		-	-	-
八千代町	H17	500,000	供用開始3年以内 賃貸住宅については1世帯15万 円を上限に5世帯まで	H17	13,000	供用開始3年以内 賃貸住宅については1世帯7千 円を上限に5世帯まで	-	-	-
五霞町	S60	300,000	賃貸住宅については1件につき 15万円とし5件まで 供用開始3年以内だが,H20末で 整備が概成している状況である ため, 予算化なし	-	-	-	-	-	-
境町	H09	750,000	利率は3%, 賃貸住宅について は1件35万円で4件まで	-	-	-	-	-	-
利根町	H07	600,000	賃貸住宅については1世帯20万 円を上限に5世帯まで	-	-	-	-	-	-
取手組合	S60	300,000	賃貸住宅については1件10万円 を上限に5件50万円まで	S60	上限なし	生活保護法第11条第1項の扶助 を受けているもので建築物を所 有する改造者に対する助成制度	-	-	-
日立・高萩組合	H01	500,000		H01	166,000	特例者(低所得者)補助金	-	-	-
				H01	14,200				
ひたちなか・東海組合	接続支援制度なし								
実施市町村等数	30/44市町村・組合			31/44市町村・組合			1/44市町村・組合		

## 下水道へ接続する際に利用できる各市町村の支援制度の概要

※詳細は各市町村の下水道担当課までお願いいたします。

### 2. 浄化槽→下水道

平成28年12月31日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考
水戸市	S49	480,000		-	-	-	-	-	-
日立市	S48	250,000		S48	7,100		-	-	-
				S53	83,000	特別補助金(低所得者等向け)			
土浦市	S53	200,000	供用開始から3年以内 一般住宅の場合、60万円以下 賃貸住宅の場合、200万円以下	H20	40,000	供用開始から3年以内 単独・合併浄化槽どちらにも適用	-	-	-
古河市	-	-	-	H17	100,000	供用開始から3年以内 貸家・店舗等は1件1万円で限度額10万円 自己用住宅は3万円	-	-	-
石岡市	S58	500,000	-	H20	40,000	①供用開始後3年以内 下水道供用開始から3年以内に 浄化槽から下水道へ切り替える 工事について、1件につき上限 40,000円を補助。	-	-	-
				H28	100,000	②長距離工事 浄化槽から下水道へ切り替える 工事、最下流合流汚水樹から 公共汚水樹までの区間で10m を超える部分に対して、1mにつ き5,000円、上限100,000円を補 助(ただし、1m未満の延長は切 り捨て)。			
				※①と②を併用する場合は上限100,000円を補助。					
結城市	-	-	-	H23	50,000	一般住宅 供用開始から1年以内5万円 2年以内3万円 3年以内2万円 賃貸住宅 供用開始から 1年以内1戸当り2万円(20万 円限度) 2年以内1戸当り1万円(10万 円限度) 3年以内1戸当り1万円(5万円 限度) 工場・店舗 供用開始から1年以内5万円 2年以内3万円 3年以内1万円 ※新築及び改築は除く	S53	300,000	無利子貸付 賃貸住宅の場合、3棟90万円が 上限 ※単独浄化槽のみ
龍ヶ崎市	S55	600,000	供用開始から3年以内 全額利 子補給 供用開始から3年を超えたもの 半額利子補給	S55	100,000	供用開始から3年以内に限定 貸家等 1棟につき20,000円で5棟を上限	-	-	-
下妻市	H11	500,000	自己用住宅の場合 500,000円 非自己用住宅の場合 1棟又は1住戸 150,000円 上限 750,000円	H25	50,000	<b>水洗便所改造資金補助金</b> ・供用開始から3年以内 住居 50,000円 貸家、アパート 10,000円 ・供用開始から3年経過 住居 20,000円 貸家、アパート 4,000円 ※なお、貸家5棟、アパート は5住戸を上限	-	-	-
				H25	100,000	<b>排水設備整備補助金</b> 浄化槽及び汲み取り便所から 下水道へ切り替え工事の際、最 下流合流樹から公共汚水樹まで の区間で20mを超える部分に対 して、1mにつき5,000円、上限 100,000円を支給。(ただし、1m 未満の延長は切り捨て)			

2. 浄化槽→下水道

平成28年12月31日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考
常総市	H14	1,000,000	供用開始後3年以内の単独浄化槽の改造工事が対象。1世帯100万円が上限。賃貸住宅は1件30万円とし6件が上限。	H17	13,000	供用開始後3年以内の改造工事が対象。1世帯13千円が上限。賃貸住宅は1世帯7千円とし5世帯が上限。	-	-	-
常陸太田市	H2	350,000	(融資あっせん) 汚水処理開始後3年以内に工事 1件350,000円を上限 (利子補給) ・汚水処理開始日から1年以内: 全額利子補給 ・汚水処理開始日から2年以内: 利子の1/2 ・汚水処理開始日から3年以内: 利子の1/3 (延滞利子は除く)	-	-	-	-	-	-
北茨城市	H17	250,000		-	-	-	-	-	-
笠間市	H04	600,000	下水の処理を開始すべき日から3年以内(法人は除く) 1件につき60万円を限度 2件以上又は集合住宅は、総額120万円を限度 融資資金の利子は、市が補給 遅延利子は除く	H20	40,000	汚水の処理を開始すべき日から3年以内(官公署、法人その他の事業所等及び、新築は除く) 一般の専用住宅に係る設置工事は、1件につき4万円 貸家、アパート等に係る設置工事は、1件につき2万円とし、5件を限度(10万円)	-	-	-
牛久市	接続支援制度なし								
つくば市	H01	500,000	賃貸住宅については1世帯20万円を上限に5世帯まで	H20	40,000	供用開始3年以内:4万円(工事費用の1/2)	-	-	-
ひたちなか市	接続支援制度なし								
鹿嶋市	S60	300,000	供用開始後3年以内	S60	50,000	供用開始後3年以内	-	-	-
				H19	100,000	浄化槽転用雨水貯留施設工事補助金			
				H23	400,000	公共下水道低地汚水ポンプ施設工事補助金			
潮来市	S57	-	上限額は見積書に基づき市長が査定した額の90%以内	H28	70,000	供用開始後3年以内	-	-	-
				H28	20,000	供用開始後3年を超え10年以内			
守谷市	-	-	-	H12	上限なし	建築物を所有する生活扶助世帯 供用開始3年以内 助成金額は工事に要した費用(市補助金等審議会での承認額を上限とする。)	-	-	-
常陸大宮市	接続支援制度なし								
那珂市	接続支援制度なし								
筑西市	H17	600,000	供用開始1年以内。賃貸住宅の上限額は120万円	H17	30,000	供用開始1年以内 ※流域内は5万円	-	-	-
坂東市	H04	750,000	賃貸住宅については1件につき35万円を上限	-	-	-	-	-	-
稲敷市	H17	500,000	融資あっせん最低額は10万円とし、5万円単位で増額。	H28	70,000	対象金額を50万円と限度し、 供用開始後、 1年以内14%(上限7万円) 2年以内 10%(上限5万円) 3年以内 7%(上限3万5千円)	-	-	-
かすみがうら市	H17	1,000,000	現行上限額は一般住宅:100万円、賃貸住宅:150万円	H20	50,000	供用開始後1年以内:5万円 2年以内:4万円 3年以内:2万円	-	-	-
				H28	90,000	浄化槽撤去費用に相当する額とし、上限90,000円			

2. 浄化槽→下水道

平成28年12月31日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考	始期年	上限額	備考
桜川市	-	-	-	H20	40,000	供用開始3年以内:4万円(工事費用の1/2)	-	-	-
神栖市	S52	300,000	供用開始3年以内	S52	50,000	供用開始3年以内	-	-	-
行方市	-	-	-	H17	40,000	供用開始3年以内	-	-	-
銚田市	-	-	-	H24	32,000	供用開始3年以内	-	-	-
つくばみらい市	H05	500,000	賃貸住宅については1件15万円を上限に5件まで	-	-	-	-	-	-
小美玉市	H18	600,000	供用開始から3年以内 上限額は一般住宅(2件以上の 場合)120万円, 集合住宅200万 円	H15	40,000	供用開始1年以内:4万円 1年を 超え3年以内:2万円	-	-	-
茨城町	H16	500,000	1住宅地における2件以上の工 事(アパート等の工事を含む。) については, 限度額100万円。	H20	40,000	貸家・共同住宅は, 1件4万 円で2件が上限。	-	-	-
大洗町	-	-	-	H08	60,000	1年以内:6万円, 2年以内:4万 円, 3年以内:2万円 (H26.4.1改 定)	-	-	-
				H10	300,000	宅内汚水ポンプ施設工事補助 金(工事費用の1/2)			
城里町	接続支援制度なし								
東海村	H01	250,000		H01	15,000		-	-	-
美浦村	-	-	-	H21	40,000	供用開始3年以内は4万円	-	-	-
阿見町	S59	500,000	賃貸住宅については1件5万円を 上限に5件まで	H20	40,000	供用開始3年以内	-	-	-
河内町	H04	500,000		H19	50,000		-	-	-
八千代町	H17	500,000	供用開始3年以内 賃貸住宅については1世帯15万 円を上限に5世帯まで	H17	13,000	供用開始3年以内 賃貸住宅については1世帯7千 円を上限に5世帯まで	-	-	-
五霞町	S60	150,000	賃貸住宅については1件につき 15万円とし,5件まで 供用開始3年以内だが,H20末で 整備が概成している状況である ため,予算化なし	-	-	-	-	-	-
境町	H09	750,000	利率は3%, 賃貸住宅について は1件35万円で4件まで	-	-	-	-	-	-
利根町	H07	600,000	賃貸住宅については1世帯20万 円を上限に5世帯まで	-	-	-	-	-	-
取手組合	S60	300,000	賃貸住宅については1件10万円 を上限に5件50万円まで	S60	上限なし	生活保護法第11条第1項の扶助 を受けているもので建築物を所 有する改造者に対する助成制度	-	-	-
日立・高萩組合	H01	250,000		H01	83,000	特例者(低所得者)補助金	-	-	-
				H01	7,100				
ひたちなか・東海組合	接続支援制度なし								
実施市町村等数	30/44市町村・組合			30/44市町村・組合			1/44市町村・組合		